長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員 増 山 幸 一

高 波 謙 二

同 小林義直

同 小 林 紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 財政援助団体等監査(20監査第86号)分

平成20年度	財政援助団体等監査 (20監査第86号)分 指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課
長野市民会館・長	指摘季以 (1) 管理対象施設の範囲を明確にするべきもの	当 勿指直状况 基本協定等により範囲が明記されていないため、管理対象範	平成22年度の指直状况 平成22年度からは指定管理者との	担当課 庶務課
展野市議会市・民 野市議会館・長野市松代文 化ホール 2 基本協定書に関 すること (報告書7ページ)	(1) 官性対象地成の報題が登り傾にするいさもの 長野市民会館内では、所管部局において売店部分 (94.2㎡) を別途、使用 許可している。この範囲は、指定管理者の管理対象範囲から除外するべきで あるが、基本協定等により範囲が明記されていないため、管理対象範囲が不 明確になっている。所管部局は、管理対象範囲を明確にされたい。	囲が不明確であったことから、基本協定書の中に売店部分(行 政財産使用許可の範囲)の範囲を明示する。	協議により、基本協定書に売店における管理運営及び自動販売機の管理 運営を指定管理者の自主事業の範囲 として明記し、全て指定管理者にお	J.N. 4万 山木
長野市民会館・長 野市篠/井市民会館・長野市松代文 化ホール 3 条例に関すること (報告書 7 ページ)	(1) 営利を目的とする基準を明確にするべきもの 条例別表 1、別表 2、別表 3 により各会館等のホールについて、利用形態 を営利目的とするかで料金体系が異なるが、各会館等 3 館において、営利使 用の解釈が異なる事例が見受けられた。 所管部局において、「営利目的とする利用の基準」を作成し、市民に公平 な利用料金を求めるよう改善されたい。	「営利目的」の利用基準市民会館においてが明確でなかった。利用基準の不備であったことから、「営利目的とする利用の基準」を指定管理者と協議のうえ内規を作成する。	平成22年4月の指定管理者変更に併せて、営利・非営利の取扱について、指定管理者と協議し内規を作成し、運用している。	庶務課
ジリカス (2015年) 京田 (2015年) 東野市営南長野運動公園総合運動場 1 経理処理等に関すること (報告書14ページ)	(1)適正な会計経理の実施を求めるもの 当事業に係る決算関係書類について確認したところ、指定管理者の構成員 である㈱電算とコナミスポーツ㈱からそれぞれ資料が提出されており、指定 管理者として一つの会計にまとめて経理されていなかった。 このため、南長野運動公園としての総勘定元帳等必要な会計簿は提出され ず、本監査において決算の詳細を確認することはできなかった。また、所管 部局においても、公の施設の管理、運営について正確な把握がなされていなかった。 所管部局においては、地方自治法第244条の2第7項及び基本協定等に基づ く収支報告等の提出を徹底されたい。 また、指定管理者は、公の施設の管理に係る収支会計経理については団体 として一つにまとめ、他の事業との会計区分を明確にするとともに、適正な 経理を行われたい。	しなかったことが主な原因である。 平成21年度からは、地方自治法第244条の2第7項及び基本 協定等に基づく収支報告等の提出、グループ企業としての会計 帳簿の作成を徹底することを平成21年4月22日に指定管理者と の打合せの際、確認した。	して収支会計経理について団体として一つにまとめた会計帳簿作成の徹底を図っている。また施設の管理・ 運営について、正確に現状を把握するため、毎月の報告書等により確認	体育課
長野市営南長野運動公園総合運動場 4 南長野運動公園の管理について (報告書15ページ)	(1) 公園管理の一体化について 南長野運動公園の公園施設の管理について、公園植栽部分は、都市整備部 公園緑地課の所管とし、公園植栽部分を除いた部分は、教育委員会体育課の 管理となっている。 また、公園内の芝生張付け工事については、体育課予算より支出がなされ ていた。 植栽設置は体育課、植栽管理は公園緑地課所管(指定管理者はNPO法 人)などの住み分けは、市民からの公園管理への苦情対応が遅くなり、窓口 もわかりづらい。 同施設の敷地内を一括管理すれば、経費削減が期待でき、市民の目線から もサービスの向上につながるため、管理の一体化を検討されたい。	それぞれ指定管理者と締結する基本協定の期間が違い、公園 緑地課は3年(平成21年~23年)更新、体育課は5年(平成18 年~平成22年)更新を行っており、基本協定の期間中での変更 は難しい状況であるが、管理の一体化に向けて両課で検討する ことを平成21年3月に確認した。 また、市民からの苦情対応には速やかに対応すること及び引 き続き連絡を密に行うことも両課で確認した。	36%を占め、芝生、低木、高木、花	公園緑地課
長野市営南長野運動公園総合運動場 4 南長野運動公園 6 管理について (報告書15ページ)	(1) 公園管理の一体化について 南長野運動公園の公園施設の管理について、公園植栽部分は、都市整備部 公園縁地課の所管とし、公園植栽部分を除いた部分は、教育委員会体育課の 管理となっている。 また、公園内の芝生張付け工事については、体育課予算より支出がなされ ていた。 植栽設置は体育課、植栽管理は公園緑地課所管(指定管理者はNPO法人) などの住み分けは、市民からの公園管理への苦情対応が遅くなり、窓口もわ かりづらい。 同施設の敷地内を一括管理すれば、経費削減が期待でき、市民の目線から もサービスの向上につながるため、管理の一体化を検討されたい。	は難しい状況であるが、管理の一体化に向けて両課で検討することを平成21年3月に確認した。	36%を占め、芝生、低木、高木、花	体育課
長野市営南長野運 動公園総合運動場 5 利用料金の設 定・徴収について (報告書16ページ)	(1)条例と異なる料金徴収等について プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グランド及び照明利用 料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収 されていた。 また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイン ト料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に 基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。 併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。 市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討され たい。	条例と異なる料金での徴収及び条例に規定がなく慣例や運用での徴収は、事前協議が不十分な上、料金徴収に対する考え方が曖昧だったことが原因である。電源使用料、総合球技場でのペイント料については、実費負担とし適正な料金設定や告知を検討するなどし、適正な利用料金の徴収に努めることを平成21年5月15日に指定管理者との打合せの際、確認し改善を図った。また、利用実態に合わせた料金体系への条例整備は、体育施設使用料適正化事務に併せて今後検討していく。	せにより、適正な利用料金の徴収を 行っている。また利用実態に合わせ た料金体系への整備については、再 度検証のうえ今後検討する。	体育課
長野市営南長野運 動公園総合運動場 6 基本協定書の運 用について (報告書16ペー ジ)	基本協定書第16条によると、指定管理者は市が定めた基準により使用料を 減免(制引又は無料)した場合、市は指定管理者に対し減免した使用料を支 払うことになっているが、平成19年度では、減免された使用料が補填されて いなかった。 これは、年度協定において当該年度の割引を想定して指定管理者の収入を 見込み、あらかじめ減免料を含み、指定管理料を算定したためであるが、本 件は指定管理料の算定にかかわる重要事項の変更であるため、基本協定書の 変更をするなど必要な手続きを検討されたい。	現在の基本協定の契約期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間となっていることから指定管理料の算定にかかわる基本協定書の変更については、次回の指定管理者再募集に合わせ協定書を変更します。	成18年度から平成22年度までの5年	体育課